

鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、「鳥取力」創造運動として地域づくりなどに取り組む地域住民、活動団体などが、地域活性化を図るために行う主体的な取り組みを支援することにより、地域づくりなどに取り組む機運を醸成するとともに、県民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、企画部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（調査）

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第6条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（審査会）により行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、企画部長が別に定めるものとする。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
スタートアップ型	新たな取り組みやこれまでの事業の拡充、試行的な取り組みを行う事業	10/10	10万円	補助事業を実施するために必要と県が認める経費。 なお、団体の運営に係る経常的な経費、
発 展 型	これまでの活動の発展型の取り組みであり、他のモデルとなり地域活性化に貢献するソフト事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	3/4	100万円	人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費、食料費(事業実施に必要な不可欠なものは除く)等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。

様式第2号(第4条関係)

年度鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助事業収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費		
その他の収入		
合 計		

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
情報発信費		
会場費		
その他経費		
付帯事業費		
合 計		

年 月 日

様

職 氏 名

印

年度鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当:企画部地域づくり支援局協働連携推進課・地域ネットワークづくり担当 電話0857-26-7070)

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助金交付要綱(平成22年3月 日付第 号鳥取県企画部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号(第10条関係)

年度鳥取県「鳥取力」創造運動支援補助事業収支決算書

収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費		
その他の収入		
合 計		

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
情報発信費		
会場費		
その他経費		
付帯事業費		
合 計		